



第1章 高知市景観計画の趣旨

第1章 高知市景観計画の趣旨

1.1 景観形成の趣旨

本市のめざす景観の形成は、単に造形的に美しい環境を形成していただくだけではなく、都市や農山漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的薫り、歴史性、親しみやすさなど、視覚以外の領域を含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高めるものです。また、高知市の素晴らしい景観は、社会全体の財産であり子供たちに受け継いでいくべきものです。これらの考え方をもとに景観形成の取り組みを進めていきます。



1.2 景観計画の位置づけ

高知市景観計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものです。

本市では、自主条例である高知市都市美条例に基づき、平成9年に策定した高知市都市美形成基本計画により、良好な景観形成の取り組みを行ってきたが、策定から10年が経過し、いくつかの問題点も表れてきました。そういつた中、わが国最初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、中核市[※]である本市は自動的に景観行政団体[※]となり、法的な裏付けのある景観計画を策定しました。

1.3 景観計画の構成



